

あっせん手続に関する留意事項

証券・金融商品あっせん相談センター

当センターのあっせん手続は、公正中立な第三者である弁護士が紛争解決委員（あっせん委員）として主宰し、詳細な証拠調べ等を行うことなく、紛争となった当事者双方から事情をお聴きしたうえで、双方に歩み寄りを促し、話し合いにより紛争の解決を目指すものです。

なお、あっせん申立てを受理した場合でも、担当あっせん委員が次のいずれかに該当し、あっせん手続を行わないことが適当であると判断した場合には、あっせん手続を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当センターのあっせん手続を過去に行ったことのある事案
- (2) 訴訟が終了し又は訴訟中の事案、民事調停を行った事案又は民事調停中の事案
- (3) 他の機関による仲裁、あっせん等の紛争解決手続を終結し、又は手続中の事案
- (4) 紛争が生じた日から 3 年を経過した事案
- (5) 顧客に紛争を適切に解決する能力があると認められる場合
- (6) その他紛争解決手続を行うのに適当でない又は不当な目的のみだりにあっせんの申立てをしたと紛争解決委員が判断した場合

(例)

- ・ 申立人が反社会的勢力であることが明らかになった場合
- ・ 恫喝的又は脅迫的な言動があった場合
- ・ 申立人が取引の名義人以外である場合（相続等の合理的理由がある場合を除く）
- ・ 申立者が大企業若しくは金融商品取引業者である場合又は金融商品取引業者に勤務経験がある個人である場合など、金融機関との間で大きな情報格差等が存在しないと認められる場合
- ・ 請求金額が高額であり、話し合いで解決することが困難であると認められる場合
- ・ 当センターが苦情処理として行う申立人本人からの事情聴取について代理人弁護士が協力しない場合
- ・ 申立者に利益が発生している場合
- ・ 苦情処理時の資料などからみて、明らかに顧客自身の過失によると判断される場合
- ・ 訴訟を前提とした「証拠集め」を目的とするなど、訴訟の前のステップとして行い、話し合いで解決する意向がないと認められる場合
- ・ 違法な損失補てんの合法化を目的とするものと判断される場合

以 上